

大分県報

令和六年
四月一日
（四）

（月曜日）

目次

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正

公安委員会告示

乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意

警察本部訓令

大分県警察の組織に関する訓令の一部改正

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

大分県公安委員会委員長 板井良助

大分県公安委員会規則第8号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表の生活安全部の項中「保安課」を「生活安全捜査課」に改め、同条第2項の表の情報管理課の項中「情報セキュリティ対策室」を「ICT推進室」に改める。

第13条中第1号を削り、同条第2号中「電子計算組織」を「情報システム」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「電子計算組織による事務能率の増進」を「情報セキュリティ」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第14条第8号、第10号及び第12号中「保安課」を「生活安全捜査課」に改める。

第15条の2中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第13号とする。

第16条（見出しを含む。）中「保安課」を「生活安全捜査課」に改め、同条中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

(10) 少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。

(11) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の取締りに関すること。

第32条の4を次のように改める。
（ICT推進室の分掌事務）

第32条の4 ICT推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 情報システムによる情報の管理に関する企画及び研究に関すること。
(2) 情報システムによる事務能率の増進に関すること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、豊後大野市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和6年4月1日

大分県公安委員会委員長 板井良助

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
佐伯市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車

3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
大野竹田バス株式会社と佐伯市との運行時刻等についての調整

別表		
停留所の名称	所在地	合意日
1 三重町駅前	豊後大野市三重町赤嶺	令和6年3月8日
2 ロータリー	豊後大野市三重町市場	
3 監督署前	豊後大野市三重町市場	
4 三重総合高校前（上り）	豊後大野市三重町市場	

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第22号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大分県警察本部長 種田 英明

第3条第1項の表の情報管理課の項中「企画・指導係、運用・開発係」を「運用・管理係、指導・情報セキュリティ対策係」に、

「情報セキュリティ対策室 情報セキュリティ係」を

「ICT推進室 企画・ICT推進係、開発・技術係」に改め、同表の人

身安全・少年課の項中「人身安全・少年事件特別捜査班」を削り、同表の保安課の項中「保安課」を「生活安全捜査課」に、「生活環境事件特別捜査班」を「生活安全事件特別捜査班」に改め、同表の捜査第二課の項中「告訴・告発事件特別捜査班」を「告訴・告発係」に改め、同表の組織犯罪対策課の項中「組織犯罪対策係」を削り、「特殊詐欺係」を「特殊詐欺対策係、特殊詐欺連合捜査係」に改め、「特殊詐欺事件特別捜査班」の次に「匿名・流動型犯罪グループ対策班」を加え、同表の交通指導課の項中「管理係」の次に「企画・指導係」を加える。

第4条の表中

総括参事官 刑 事 部	警 視	(1) 生活安全部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 地域警察に関すること。 (3) 人身安全総合対策に係る生活安全部及び刑事部の調整に関すること。 (4) 生活安全部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
----------------	-----	---

を

総括参事官 生活安全部 警 視	生活安全部 警 視	(1) 生活安全部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 地域警察に関すること。 (3) 人身安全総合対策に係る生活安全部及び刑事部の調整に関すること。 (4) 生活安全部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
総括参事官 生活安全部 警 視	生活安全部 警 視	(1) サイバー戦略の推進に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) (1)に係る生活安全部、警務部、刑事部、交通部及び警備部の調整に関すること。

に改

め、同表の生活安全事件捜査指導官の項及び少年事件指導官の項を削り、同表の生活環境事件捜査指導官の項を次のように改める。

生活安全事件捜査指導官 警 視	生活安全捜査課 警 視	(1) 生活安全部の所掌に係る事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
少年事件指導官 警 視	生活安全捜査課 警 視	(1) 少年事件に係る捜査・調査技術及び関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

第4条の表の知能犯罪捜査指導官の項の次に次のように加える。

告訴・告発 捜査第二課 警 部 (1) 告訴・告発に係る事件の捜査に関

捜査指導官		すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関するすること。
-------	--	-------------------------------------

第4条の表の講習指導官の項の次に次のように加える。

参 事	運転免許課	事務職員	(1) 運転免許に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
-----	-------	------	---

第4条の表の国際テロリズム対策官の項中「警部」を「警視」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
(警察官の服制に関する規程の一部改正)
- 2 警察官の服制に関する規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。
第13条第1号中「保安課」を「生活安全捜査課」に改める。
(大分県警察少年警察活動規程の一部改正)
- 3 大分県警察少年警察活動規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。
第5条中「人身安全・少年課」という。)の次に「生活安全部生活安全捜査課(以下「生活安全捜査課」という。)」を加える。
第13条各号列記以外の部分中「人身安全・少年課」を「生活安全捜査課」に改め、同条第5号中「人身安全・少年課長」を「生活安全部生活安全捜査課長(以下「生活安全捜査課長」という。)」に改める。
第14条第1項及び第3項中「人身安全・少年課」を「生活安全捜査課」に改める。
第16条第3項中「(人身安全・少年課長を除く。)」を削り、「を人身安全・少年課長」を「を、当該報告に係る事案の内容に応じて人身安全・少年課長又は生活安全捜査課長」に改める。
第80条第2項中「人身安全・少年課長」を「生活安全捜査課長」に改める。
(大分県警察文書管理規程の一部改正)
- 4 大分県警察文書管理規程(平成18年大分県警察本部訓令甲第26号)の一部を次のように改正する。
別表第1の2の表中「|保安課 |保安 |」を「|生活安全捜査課|生捜 |」

に改める。